解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十五日

兵庫県神戸市西区学園東町二丁目四番地C―一〇三号

特定非営利活動法人塩井障害者自立支援基金

清算人　塩井　辰男

第一〇七期決算公告

平成二十一年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、〇九五、七〇七
固定資産	四六七、三八八
資産合計	一、五六三、〇九五

負債及び純資産の部

流動負債	五三九、四〇二
固定負債	二一、四一八
株主資本	一、〇〇二、二七五
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	六、六六九
利益剰余金	八九五、六〇五
利益準備金	二五、〇〇〇
その他利益剰余金	八七〇、六〇五
（うち当期純利益）	（五七、五八七）
負債・純資産合計	一、五六三、〇九五

平成二十二年一月十五日

兵庫県姫路市神屋町四丁目二二

サンエス石膏株式会社

代表取締役社長　村上　高久

配当公告

札幌市西区発寒一四条一二丁目一番一五号

破産者　株式会社マエダ鉄工所

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十年（フ）第三二八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

一般債権　金八二一、九三四、五八二円

優先債権　金七、七三三、八五〇円

一、配当をすることができる金額

一般債権　金三六、六〇二、〇二三円

優先債権　金七、七三三、八五〇円

平成二十二年一月十五日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階弁護士法人神戸法律事務所

破産管財人弁護士　神戸　俊昭

配当公告

富士市五貫島七七一番地の一

破産者　株式会社富士パイプ

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十一年（フ）第八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九九、五六六、九二五円

一、配当することのできる金額

金二一、三四二、七八八円

平成二十二年一月十五日

富士市中央町三丁目二番地二

破産管財人　本野　仁

配当公告

大阪市中央区伏見町三丁目二番四号

破産者　コスモ・コンピュータ・ビジネス株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第九七八二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金四、一二六、三〇〇円

一般債権　金三、一九九、三八六、七七四円

一、配当することのできる金額

優先債権　金四、一二六、三〇〇円

一般債権　金六三、九八七、六七一円

平成二十二年一月十五日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

破産管財人弁護士　木部　徹之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字木幡五四七番地、最後の住所栃木県宇都宮市細谷町五九九番地一六

被相続人　亡　小森　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

事務所　栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字下赤坂六四九番地一六、最後の住所埼玉県川越市大字木野目一三八〇番地五ロイヤルステージ南古谷二〇六号室

被相続人　亡　石神　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

埼玉県川越市仙波町一丁目五番地四四

相続財産管理人　弁護士　桑原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市米島一〇七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　前島　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

埼玉県越谷市弥生町一〇番一七号商工センタービル二階

相続財産管理人　金墓　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市向新庄町一丁目二三二番地、最後の住所富山県富山市新庄町二丁目二番二八号

被相続人　亡　村田　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

事務所富山県富山市大泉町一丁目一番三六号

相続財産管理人　司法書士　森田　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市桜木町一一番、最後の住所静岡県熱海市熱海一七四〇番地の三五四

被相続人　亡　城川　芳朶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

事務所静岡県熱海市春日町二番九号第二ビル二階

相続財産管理人　弁護士　橋本　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市富士見台五丁目二番地一五、最後の住所名古屋市昭和区白金三丁目二番二二号

被相続人　亡　島田　昌弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十五日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル北館七階

相続財産管理人　弁護士　谷口　典明

第5期決算公告

平成22年1月15日　埼玉県所沢市小手指町1丁目1番4号

株式会社ジェイグループ・ホールディングス

代表取締役　安永　久人

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	200	流動負債	9
固定資産	4,735	固定負債	10
		負債合計	**19**
		株主資本	4,916
		資本金	300
		資本剰余金	4,472
		資本準備金	4,472
		利益剰余金	254
		その他利益剰余金	254
		（うち当期純損失）	（△61）
		自己株式	△110
		純資産合計	**4,916**
資産合計	**4,935**	**負債・純資産合計**	**4,935**